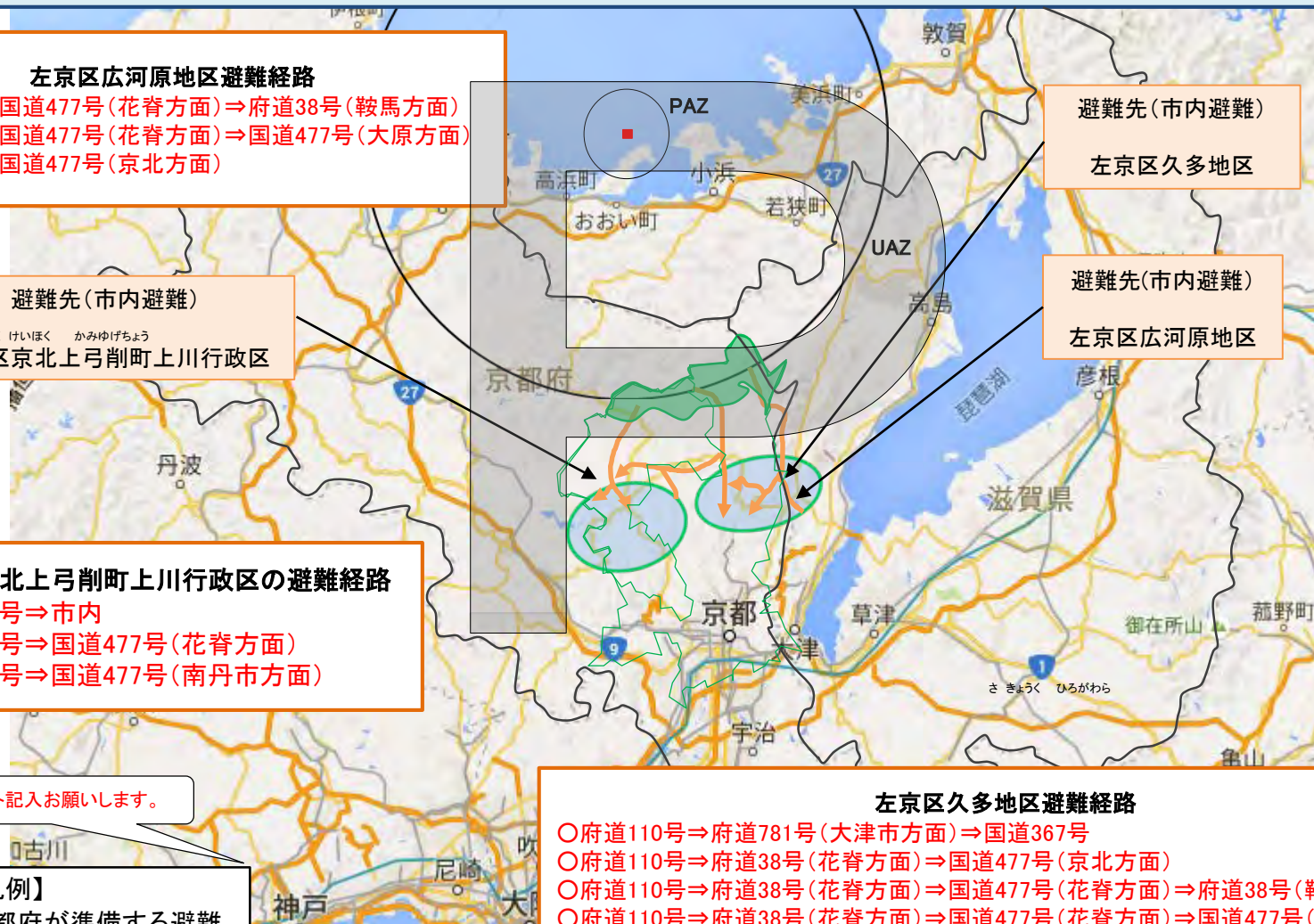


- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。



**左京区広河原地区避難経路**

- 府道38号⇒国道477号(花脊方面)⇒府道38号(鞍馬方面)
- 府道38号⇒国道477号(花脊方面)⇒国道477号(大原方面)
- 府道38号⇒国道477号(京北方面)

避難先(市内避難)

左京区久多地区

避難先(市内避難)

うきょうく けいほく かみゆげちよう  
右京区京北上弓削町上川行政区

避難先(市内避難)

左京区広河原地区

**右京区京北上弓削町上川行政区の避難経路**

- 国道162号⇒市内
- 国道162号⇒国道477号(花脊方面)
- 国道162号⇒国道477号(南丹市方面)

候補地ポイント記入をお願いします。

**【凡例】**

- 京都府が準備する避難退域時検査場所候補地

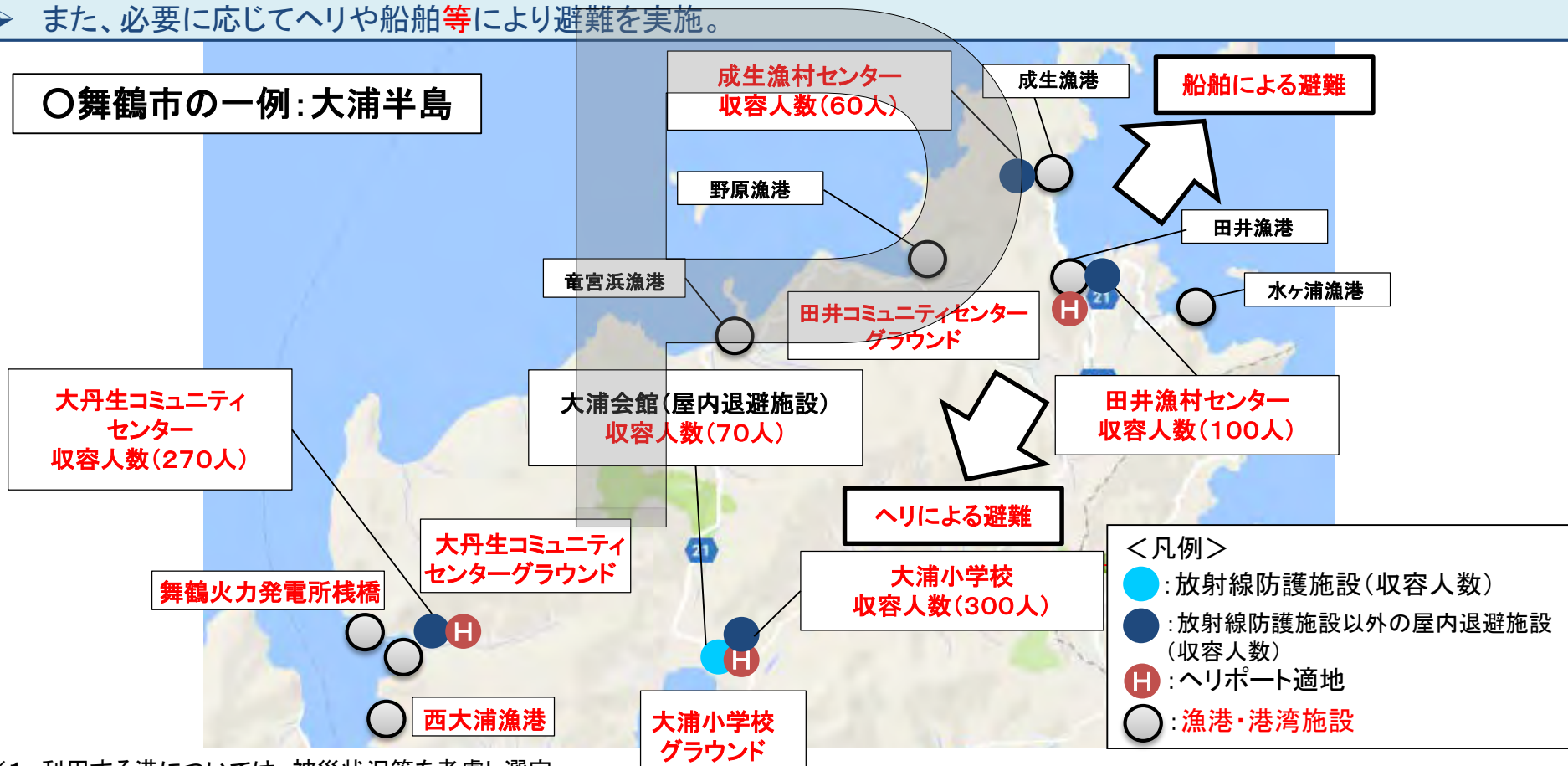
**左京区久多地区避難経路**

- 府道110号⇒府道781号(大津市方面)⇒国道367号
- 府道110号⇒府道38号(花脊方面)⇒国道477号(京北方面)
- 府道110号⇒府道38号(花脊方面)⇒国道477号(花脊方面)⇒府道38号(鞍馬方面)
- 府道110号⇒府道38号(花脊方面)⇒国道477号(花脊方面)⇒国道477号(大原方面)

# 複合災害等により孤立した場合の対応（京都府）

- 複合災害等による孤立の可能性のあるUPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域が、全面緊急事態となった場合は、屋内退避を行う。その後、一時移転等の指示が出た場合には、避難を実施。
- 避難にあたり、複合災害の発生等により、道路が使用できないような場合には、避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
- また、必要に応じてヘリや船舶等により避難を実施。

## ○舞鶴市の一例：大浦半島



※1 利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊、）に支援を要請

※3 舞鶴市の大浦半島以外の地区が孤立した場合の対応も同様とする。

- 滋賀県では、大飯原発のUPZ内にある社会福祉施設(4施設394人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設については避難先を確保。何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

## UPZ内施設と避難先

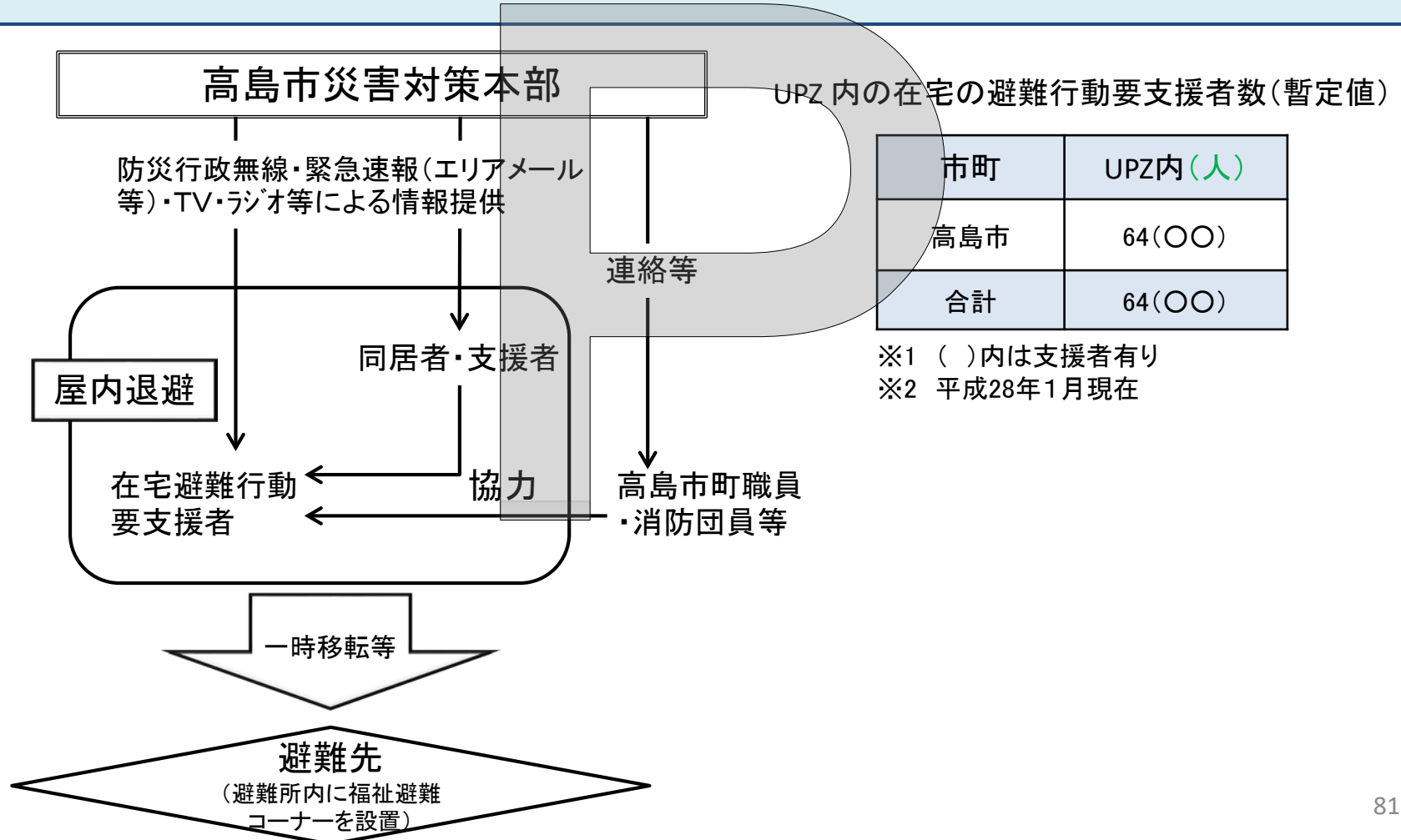
< UPZ内 >

< UPZ外 >

施設区分		避難元施設		避難先施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)	受入候補施設数 (施設)	受入可能人数 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	2	34	23	34
	救護施設	2	360	3	360
	小計	4	394	26	394
合計		4	394	26	394

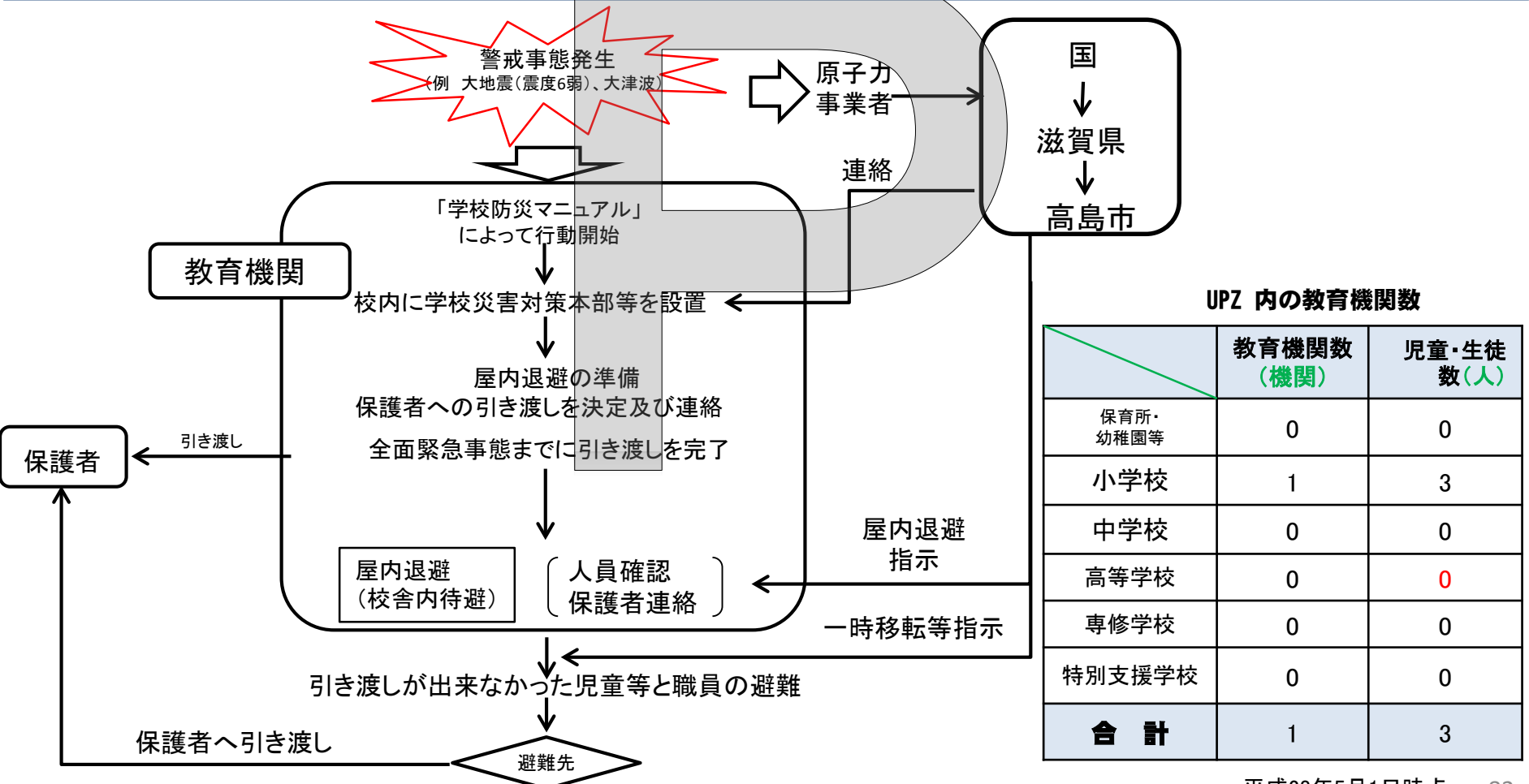
# 滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。



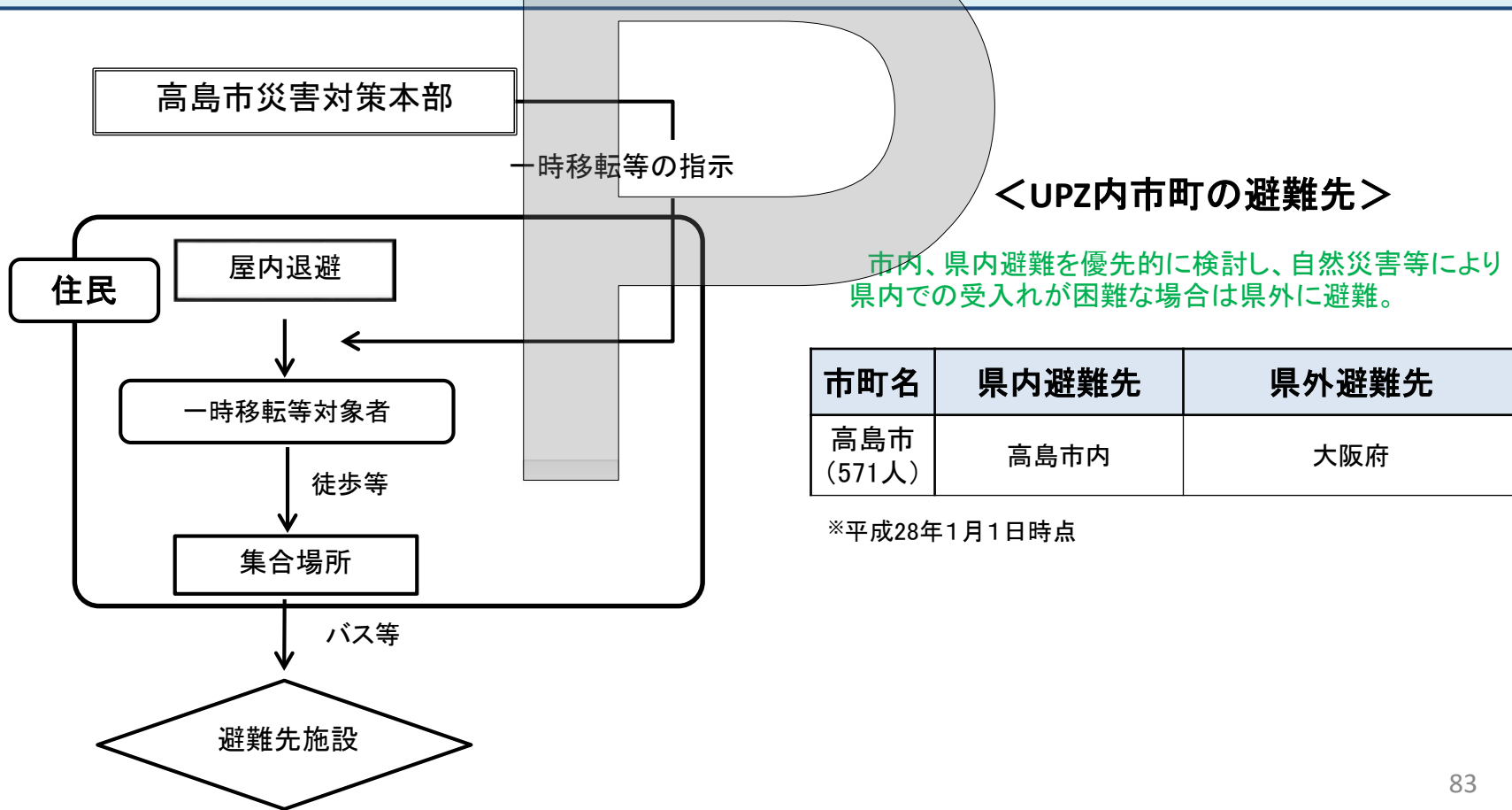
# 滋賀県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する学校等ごとに学校災害対策本部を設置する。
- 情報収集、教育委員会(市災害対策本部)との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、柔軟な対応を行う。
- 児童等は自宅の所在する地域の住民として避難することを原則とし、警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、全面緊急事態までに完了する。
- なお、引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



# 滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500  $\mu$  Sv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、毎時20  $\mu$  Sv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。



# 高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

- 全面緊急事態までに、滋賀県及び高島市は、災害対策本部を設置。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 滋賀県内のバス会社は、緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、滋賀県は高島市の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

**高島市内の避難経路**

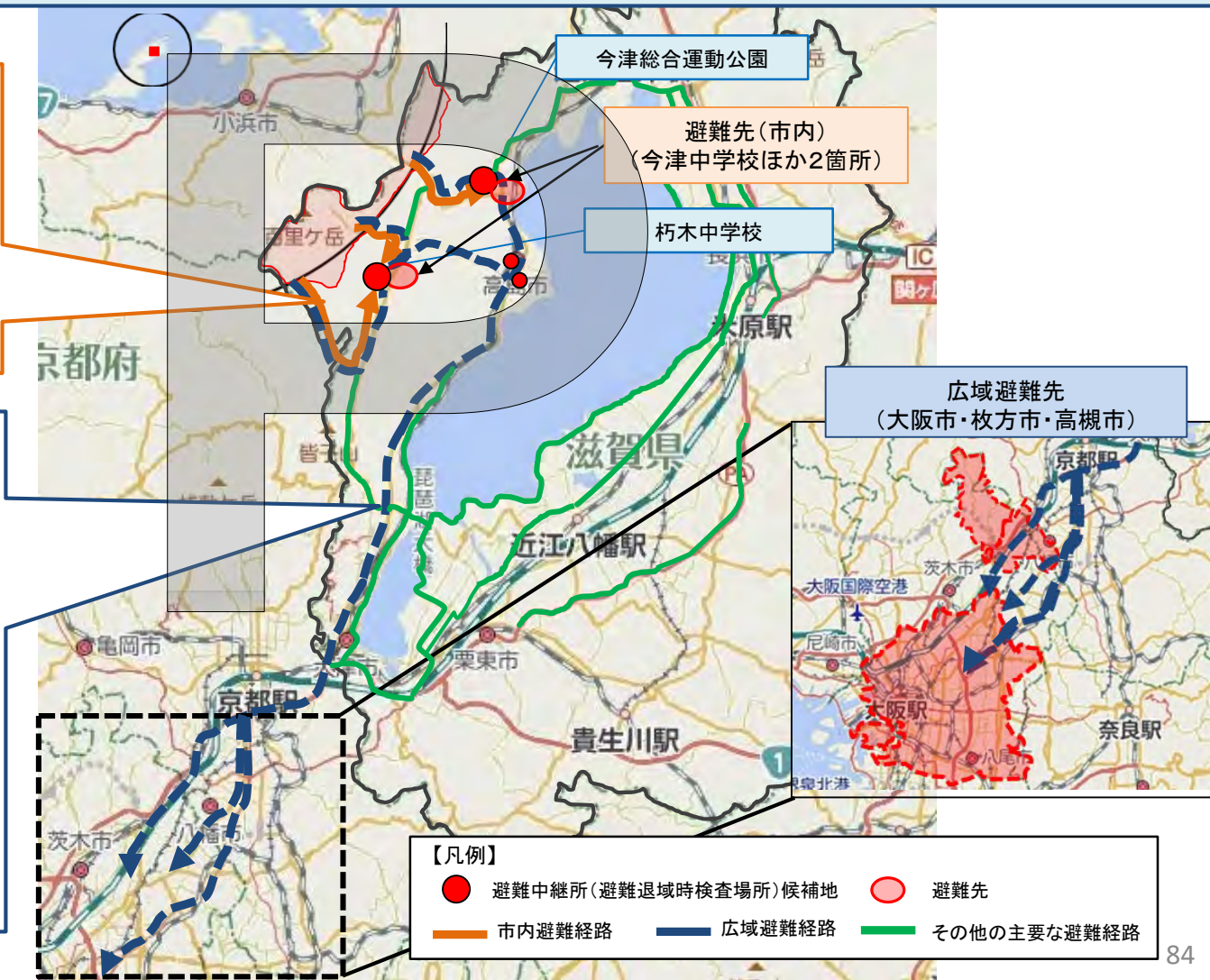
今津地域 国道303号⇒避難中継所⇒国道161号⇒今津中学校

朽木地域（一般県道麻生古屋梅ノ木線⇒主要地方道小浜朽木高島線⇒国道367号⇒避難中継所⇒グリーンパーク思い出の森、朽木中学校

**広域避難経路**

今津地域⇒国道303号⇒避難中継所（今津総合運動公園）⇒国道161号⇒国道161バイパス⇒名神高速道路（⇒京阪国道）⇒高槻市、枚方市

朽木地域⇒（一般県道麻生古屋梅ノ木線⇒主要地方道小浜朽木高島線⇒国道367号⇒避難中継所（朽木中学校）⇒主要地方道小浜朽木高島線⇒国道161号⇒国道161バイパス⇒名神高速道路⇒第二京阪道路⇒大阪市



- 【凡例】
- 避難中継所（避難退域時検査場所）候補地
  - 避難先
  - 市内避難経路
  - 広域避難経路
  - その他の主要な避難経路

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される。今回は、福井県におけるUPZ内全域が、**県内避難先に原則自家用車による一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。**
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数約3,724人、必要車両数85台に対して、福井県内バス会社の保有車両数は882台と必要台数を確保。
- なお、県内の輸送手段では不足する場合、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達する(詳細については81頁参照)。

		合計	おおい町	小浜市	高浜町	若狭町	美浜町	備考
対象人数 (想定) (人)	UPZ内人口	74,478	7,737	30,095	10,731	15,718	10,197	H28.1.1時点
	バスによる一時移転等が必要となる住民	3,724	387	1,505	537	786	510	・UPZ内人口×0.05 ・住民の5%がバスによる一時移転等が必要となると想定※ <sup>1</sup>
必要車両台数※ <sup>2</sup>		85	9	34	12	18	12	バス1台当り45人程度の乗車を想定



福井県内のバス会社 保有車両	882	福井県内のバス会社から必要な輸送手段を調達
関西圏域及び隣接府県 保有台数	14,165	関西広域連合等関係機関が関係団体から輸送手段を調達

※<sup>1</sup> 福井県避難時間推計シミュレーションに基づく想定。

※<sup>2</sup> 県内避難先の被災等により県外避難する一部住民については、**集団で避難することを基本に、自家用車の乗り合わせやさらなるバスの確保を実施。**

※<sup>3</sup> 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請